令和　　年　　月　　日

（様式５）

**２０２４年度（令和６年度）　中央区赤い羽根地域づくり助成　実績報告書**

神戸市中央区社会福祉協議会　理事長様

　報告者　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

１．事業名

２．助成額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．決算額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．返金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　※返金額がある場合は、３月１９日（水）までに、返金してください。

　　　　返金先：日新信用金庫　普通　神戸支店０１８　口座番号　０２８０６６２

社会福祉法人　神戸市中央区社会福祉協議会　理事長　祐村　明

中央区赤い羽根地域づくり精算について（様式９）を合わせてご提出してください。

　　　※助成額は、決定金額を記入してください。

５．添付書類

　　　　以下の書類を添えて提出してください。

（１）事業報告書　（様式６）

（２）会計報告書　（様式７－１）

（３）領収書　（コピー）（様式７－２）

（４）活動がわかる写真・広報物等（様式８）

提出期限　　　令和７年３月７日（金）

６．事業報告書

（様式６）

|  |
| --- |
| 事業の内容とその実施方法、実施の体制も含めて簡潔に記入してください。日時：参加人数：内容： |
| 事業の成果（中央区民の福祉のためになったこと） |
| 事業の課題（今後の課題） |
| ありがとうメッセージ（募金寄付者に向けて） |

７．会計報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

（様式７－１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 実績額 | 内　容 | 備　考 |
| 収入の部助成金　参加料　寄付金　自己資金 |  |  |  |  |
| 収入合計 |  |  |  |  |
| 支出の部交通費諸謝金消耗品費印刷費通信費賃借料（会場費）備品費保険料その他 |  |  |  |  |
| 支出合計 |  |  |  |  |

※収入合計と支出合計は同額となります。備考欄には積算根拠を記入してください。

※領収書を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 日付 | 支払額 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（様式７－２）

科目【　　　　　 　　】No

領収書添付欄（重ならないように添付してください。）

合計額　　　　　　　　　円

・他の助成金を充当した費用について重複して計上することはできません。

・科目ごとに作成してください。

（写真は返却する事ができませんので、ご了承ください）
本会ホームページ、機関紙、パンフレット等で紹介しますので、人物が写っていて判別できる場合は、本人の了承を得て提出して下さい。
※写真は、できるだけデーター送信でお願いいたします。その際、団体名、事業名等がこちらで確認できるようお願いいたします。

（様式８）

　　e-mail : akaihane@chuou-shakyo.or.jp

活動がわかる写真・広報物等

受配表示　（この事業には、赤い羽根共同募金が役立っています。などの表示が記載されているチラシ、ポスター、看板など）

**助成金の使用について**

中央区赤い羽根地域づくり助成は、中央区内の地域福祉のために実施する事業を支援する助成金です。中央区の地域の方のために使用してください。

**中央区赤い羽根地域づくり助成要綱（一部抜粋）**

**（趣　旨）**

**第１条**　この要綱は、中央区共同募金委員会が共同募金の配分金の一部を財源として、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らせることを目的に、中央区内（以下「区内」という。）の地域福祉のために事業を実施する団体を公募し、その活動に要する経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

**（助成の目的）**

**第２条**　区内の実情に応じた、団体等の多彩な活動を財政面から支え、特に、民間の社会福祉事業者等の先駆的な事業等を支援すると共に、寄付者の意思を尊重し、適正公平かつ社会福祉の増進に効果のある活動に対し助成することを目的とする。

**（対象事業）**

**第５条**　公募助成の対象は、原則として、既存の助成制度で対応出来ない事業であり

次の各号のいずれかに該当する事業等とする。

（１）Aタイプ

①　区内の福祉課題に対応する先駆的な事業

②　区内の地域福祉向上のために行われる地域課題に対する事業

③　区内の社会福祉施設の福祉向上のために行われる事業

（２）B・Cタイプ

①　区内の新たな活動の場、グループの組織化事業

②　区内の既存組織・事業の中の新たな取組み事業

③　区内の既存組織の事業の充実

**２**　前項に該当する場合であっても、区外で行う事業及び年度内に実施できない事業は対象外とする。